

報告第3号

平成30年度一関市一般会計予算継続費の通次繰越しの報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、平成30年度一関市一般会計予算のうち、別紙継続費繰越計算書のとおり通次繰越ししたから、同項の規定により報告する。

令和元年6月18日提出

一関市長 勝 部 修

平成30年度一関市継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成30年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 通次繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国県支出金	地方債	その他
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
3	民生費	2 児童福祉費 東山児童クラブ整備事業	46,706,000	18,683,000		18,683,000	6,306,133	12,376,867	12,376,867	308,867	6,368,000	5,700,000	
10	教育費	2 小学校費 東山小学校整備事業	1,541,356,000	616,543,000		616,543,000	267,302,867	349,240,133	349,240,133	55,133	141,085,000	208,100,000	
合 計			1,588,062,000	635,226,000		635,226,000	273,609,000	361,617,000	361,617,000	364,000	147,453,000	213,800,000	

報告第4号

平成30年度一関市下水道事業特別会計予算継続費の通次繰越しの報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、平成30年度一関市下水道事業特別会計予算のうち、別紙継続費繰越計算書のとおり通次繰越したから、同項の規定により報告する。

令和元年6月18日提出

一関市長 勝 部 修

平成30年度一関市継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成30年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 繰 越 額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国県支出金	地方債	その他
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1	下水道 事業費	1 下水道事業 費 公営企業会計移行 準備事業	91,675,000	12,996,000	17,694,200	30,690,200	17,227,628	13,462,572	13,462,572	62,572		13,400,000	
合 計			91,675,000	12,996,000	17,694,200	30,690,200	17,227,628	13,462,572	13,462,572	62,572		13,400,000	

報告第5号

平成30年度一関市一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条の規定に基づき、平成30年度一関市一般会計予算のうち、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和元年6月18日提出

一関市長 勝 部 修

平成30年度一関市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	旧清明支援学校跡地利活用事業	8,663,000	8,663,000					8,663,000
		公共施設等総合管理計画推進事業	6,500,000	6,500,000			6,500,000		
3 民生費	1 社会福祉費	介護施設等整備事業費補助金	40,000,000	40,000,000		40,000,000			
		地域介護・福祉空間整備等事業費補助金	554,000	554,000		369,000			185,000
	2 児童福祉費	花泉児童クラブ整備事業	4,231,000	4,231,000			4,000,000		231,000
6 農林水産業費	1 農業費	地域資源活用総合交流促進施設整備事業	5,000,000	5,000,000					5,000,000
		畜産競争力強化整備事業費補助金	618,391,000	618,391,000		618,391,000			
	2 林業費	特用林産施設等体制整備事業費補助金	5,661,000	5,337,000		5,301,000			36,000
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修事業	14,000,000	13,354,000	68,000		13,200,000		86,000
		道路新設改良事業（一関地域）	78,550,000	69,254,000		5,000,000	54,800,000		9,454,000
		道路新設改良事業（花泉地域）	34,024,000	27,819,000			27,700,000		119,000
		道路新設改良事業（大東地域）	29,000,000	18,684,000	11,000		18,600,000		73,000
		道路新設改良事業（千厩地域）	23,000,000	14,345,000	136,000		14,100,000		109,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁長寿命化事業	93,000,000	87,169,000		44,532,000	42,600,000		37,000
		原沢1号線道路改良事業	92,770,000	92,265,000		15,524,000	76,700,000		41,000
		狐禅寺大平線道路改良事業	126,666,000	125,467,000	3,000	46,200,000	79,200,000		64,000
		中条外山線道路改良事業	41,081,000	40,208,000		11,089,000	29,000,000		119,000
		丸木舞川線道路改良事業	8,000,000	6,209,000			6,200,000		9,000
	3 河川費	河川維持補修事業	5,000,000	1,889,000					1,889,000
	4 都市計画費	桜の小道整備事業	4,428,000	4,428,000			4,400,000		28,000
5 住宅費	大規模盛土造成地マップ作成事業	13,000,000	13,000,000		6,500,000			6,500,000	
10 教育費	2 小学校費	公共施設等総合管理計画推進事業	1,122,043,000	1,105,736,000	4,000	156,854,000	948,700,000		178,000
		花泉地域統合小学校整備事業	167,308,000	163,403,000			163,400,000		3,000
		東山小学校整備事業	74,065,000	45,121,000			42,800,000		2,321,000
	3 中学校費	公共施設等総合管理計画推進事業	600,620,000	585,488,000		91,075,000	494,300,000		113,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	平成30年公共土木施設災害復旧事業	9,000,000	6,069,000			6,000,000		69,000
合 計			3,224,555,000	3,108,584,000	222,000	1,040,835,000	2,032,200,000		35,327,000

報告第6号

平成30年度一関市下水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越しの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条の規定に基づき、平成30年度一関市下水道事業特別会計予算のうち、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和元年6月18日提出

一関市長 勝 部 修

平成30年度一関市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1 下水道事業費	1 下水道事業費	花泉公共下水道整備事業	40,000,000	40,000,000	150,000	19,950,000	19,900,000		
		千厩公共下水道整備事業	24,200,000	24,200,000	1,300,000		22,900,000		
		公共下水道更新改修事業	2,100,000	2,100,000	100,000	1,100,000	900,000		
合 計			66,300,000	66,300,000	1,550,000	21,050,000	43,700,000		

報告第7号

平成30年度一関市一般会計予算の事故繰越しの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定に基づき、平成30年度一関市一般会計予算のうち、別紙事故繰越し繰越計算書のとおり繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により報告する。

令和元年6月18日提出

一関市長 勝 部 修

平成30年度一関市事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
2	総務費	1 総務管理費	円 7,174,200	円 7,174,200	円 7,174,200	円 7,174,200	円	円	円	円	円 7,174,200	テレビ共同受信施設組合が行う施設改修に対する補助金において、ケーブルを添架する予定であった電柱の使用が許可されなかったため、組合が独自に柱を立てる必要が生じたこと、また、新たに電源供給器を発注する必要が生じたことにより年度内の完了が困難となったため	
合 計			7,174,200	7,174,200		7,174,200					7,174,200		

報告第8号

平成30年度一関市水道事業会計予算の繰越しの報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づき、平成30年度一関市水道事業会計予算のうち、別紙繰越計算書のとおり繰り越したから、同条第3項の規定により報告する。

令和元年6月18日提出

一関市長 勝 部 修

平成30年度一関市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明		
						企業債	出資金	工事負担金	補助金	当年度損益勘定留保資金					
1	資本的支出	1	建設改良費	一般国道342号白崖工区道路改良工事に伴う配水管移設その1工事	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	岩手県発注の道路改良工事の施工に不測の時間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため。
1	資本的支出	1	建設改良費	一般国道342号白崖工区道路改良工事に伴う配水管移設その2工事	125,000,000	41,600,000	83,400,000		37,500,000				45,900,000		岩手県発注の道路改良工事の施工に不測の時間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため。
1	資本的支出	1	建設改良費	一般国道456号他配水管布設替工事	157,500,000	48,470,000	109,030,000		47,200,000				61,830,000		岩手県発注の道路改良工事の施工に不測の時間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため。
1	資本的支出	1	建設改良費	一般国道456号他配水管布設替工事	21,800,000	6,710,000	15,090,000			3,770,000			11,320,000		先行する下水道工事において、想定外の岩盤の破碎、除去に不測の時間を要し、工期が延長されたことに伴い、本工事の年度内完了が困難となったため。
1	資本的支出	1	建設改良費	一般国道456号他配水管布設替工事に伴う給水管切替工事	3,000,000		3,000,000						3,000,000		先行する下水道工事において、想定外の岩盤の破碎、除去に不測の時間を要し、工期が延長されたことに伴い、本工事を翌年度発注としたため。
1	資本的支出	1	建設改良費	市道駒場構井田線他配水管布設替工事	39,000,000		39,000,000			9,037,000			29,963,000		生活基盤施設耐震化等交付金の追加内示に伴い、工事区間を延長し、翌年度発注としたため。
合計				346,300,000	96,780,000	249,520,000		84,700,000	12,807,000	152,013,000					

報告第9号

自動車事故に係る損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和元年6月18日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年3月20日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 29,838円

2 相手方

3 事故の概要

平成30年12月12日午前10時55分頃、一関市役所の駐車場において、市民環境部放射線対策室の職員が公用車で出口に向かって走行中、進行方向右側から進入してきた相手方車両が公用車に衝突し、相手方車両の左側前方ドア部分を破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 40パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年5月31日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 9,693円

2 相手方

3 事故の概要

平成31年3月4日午前9時20分頃、市営バスの運行管理業務等を受託している事業者の運転手がJA花泉支店前停留所に停車するため徐行していた際、進行方向左側の駐車場から後進してきた相手方車両が市営バスに衝突し、相手方車両の後部左側部分を破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 10パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年4月3日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 216,853円

2 相手方

3 事故の概要

平成31年1月14日午後1時15分頃、藤沢病院の駐車場において、消防団員が小型動力ポンプ積載車を後退させた際、後方を十分確認しなかったため、駐車していた相手方車両の左側後部部分に衝突し、破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100パーセント

報告第10号

財産の管理に係る損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和元年6月18日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年5月30日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 90,720 円

2 相手方

3 事故の概要

平成30年11月頃、東山町長坂字里前地内において、市有地内の立ち木が倒れ、相手方の所有する工場の庇部分に接触し、破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年5月30日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 116,500 円

2 相手方

3 事故の概要

平成31年4月6日午前8時30分頃、真柴字中田地内において、相手方車両が進入路から一関中学校の駐車場に入るため側溝部分を通じたところ、鋼製の側溝蓋が跳ね上がり、車両下部を破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100パーセント

議案第42号

改元に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

改元に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月18日提出

一関市長 勝 部 修

改元に伴う関係条例の整理に関する条例

(一関市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 一関市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年一関市条例第60号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～8 [略] (給料の切替えに伴う経過措置) 9 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、 <u>平成33年</u> 3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。 10～16 [略]	附 則 1～8 [略] (給料の切替えに伴う経過措置) 9 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、 <u>令和3年</u> 3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。 10～16 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(一関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 一関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年一関市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則

<p>(施行期日等)</p> <p>1～5 [略]</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員(切替日の前日において、一関市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第9項の規定により、一関市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行の日の前日において受けていた給料月額との差額に相当する額を給料として支給される職員を除く。)で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、<u>平成33年</u>3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>7～10 [略]</p>	<p>(施行期日等)</p> <p>1～5 [略]</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員(切替日の前日において、一関市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第9項の規定により、一関市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行の日の前日において受けていた給料月額との差額に相当する額を給料として支給される職員を除く。)で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、<u>令和3年</u>3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>7～10 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(東日本大震災の被害者に対する市税の減免に関する条例の一部改正)

第3条 東日本大震災の被害者に対する市税の減免に関する条例(平成23年一関市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>5 この条例は、<u>平成31年</u>7月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>5 この条例は、<u>令和元年</u>7月31日限り、その効力を失う。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(一関市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正)

第4条 一関市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成24年一関市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税免除の適用)</p> <p>第2条 復興産業集積区域において、法第4条第9項の規定による復興推進計画の認定の日(以下「認定日」という。)から<u>平成33年</u>3月31</p>	<p>(課税免除の適用)</p> <p>第2条 復興産業集積区域において、法第4条第9項の規定による復興推進計画の認定の日(以下「認定日」という。)から<u>令和3年</u>3月31</p>

日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第10条の2第1項の表の第1号、第10条の5第1項、第17条の2第1項の表の第1号、第17条の5第1項、第18条の4第1項、第25条の2第1項の表の第1号、第25条の5第1項又は第26条の4第1項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項若しくは第39条第1項に規定する指定事業者又は法第40条第1項に規定する指定法人に該当するものであって、認定日から平成33年3月31日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。）について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後5年度内に限り、その課税を免除する。

日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第10条の2第1項の表の第1号、第10条の5第1項、第17条の2第1項の表の第1号、第17条の5第1項、第18条の4第1項、第25条の2第1項の表の第1号、第25条の5第1項又は第26条の4第1項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項若しくは第39条第1項に規定する指定事業者又は法第40条第1項に規定する指定法人に該当するものであって、認定日から令和3年3月31日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。）について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後5年度内に限り、その課税を免除する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（一関市火災予防条例の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 一関市火災予防条例の一部を改正する条例（平成31年一関市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 この条例は、<u>平成32年</u>4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この条例は、<u>令和2年</u>4月1日から施行する。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号

一 関市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月18日提出

一関市長 勝 部 修

一 関市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一 関市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
公職名	給料月額 (円)	報酬			公職名	給料月額 (円)	報酬		
		年額 (円)	月額 (円)	日額 (円)			年額 (円)	月額 (円)	日額 (円)
[略]					[略]				
選挙長				<u>10,600</u>	選挙長				<u>10,800 円以内</u> で、従事する 時間に応じ、 選挙管理委員 会が市長と協 議して定める 額
投票所の 投票管理 者				<u>12,600</u>	投票所の 投票管理 者				<u>12,800</u>

共通投票所の投票管理者				<u>12,600</u>	共通投票所の投票管理者				<u>12,800</u>
期日前投票所の投票管理者				<u>11,100</u>	期日前投票所の投票管理者				<u>11,300 円以内</u> で、従事する時間に応じ、 <u>選挙管理委員会</u> が市長と協議して定める額
開票管理者				<u>10,600</u>	開票管理者				<u>10,800 円以内</u> で、従事する時間に応じ、 <u>選挙管理委員会</u> が市長と協議して定める額
選挙立会人				<u>8,800</u>	選挙立会人				<u>8,900 円以内</u> で、従事する時間に応じ、 <u>選挙管理委員会</u> が市長と協議して定める額
投票所の投票立会				<u>10,700</u>	投票所の投票立会				<u>10,900</u>

人					人				
共通投票所の投票立会人				<u>10,700</u>	共通投票所の投票立会人				<u>10,900</u>
期日前投票所の投票立会人				<u>9,500</u>	期日前投票所の投票立会人				<u>9,600 円以内</u> で、 <u>従事する時間に応じ、選挙管理委員会が市長と協議して定める額</u>
公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 55 条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定により都道府県選挙管理委員会が指定した病院等の不在者投票の投票立				<u>10,700 円以内</u> で、 <u>立会に従事する時間に応じ、選挙管理委員会が市長と協議して定める額</u>	公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 55 条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定により都道府県選挙管理委員会が指定した病院等の不在者投票の投票立				<u>10,900 円以内</u> で、 <u>_____</u> 従事する時間に応じ、選挙管理委員会が市長と協議して定める額

会人					会人				
開票立会人				<u>8,800</u>	開票立会人				<u>8,900円以内</u> <u>で、従事する</u> <u>時間に応じ、</u> <u>選挙管理委員</u> <u>会が市長と協</u> <u>議して定める</u> <u>額</u>
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									
附 則									
この条例は、公布の日から施行する。									

議案第44号

一関市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和元年6月18日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

平成31年3月31日

一関市長 勝 部 修

一関市市税条例等の一部を改正する条例

（一関市市税条例の一部改正）

第1条 一関市市税条例（平成17年一関市条例第46号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第66条の2 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受け</p>	<p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第66条の2 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受け</p>

ようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) [略]

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) [略]

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) [略]

9 [略]

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

ようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) [略]

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) [略]

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) [略]

9 [略]

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) [略]

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

12 [略]

附 則

第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知

(1)～(4) [略]

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) [略]

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

12 [略]

附 則

第7条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。)に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払いを受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第35条の8及び第35条の9第1項の規定の適用については、第35条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第35条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 [略]

2・3 [略]

4 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

5 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第35条の8及び第35条の9第1項の規定の適用については、第35条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第35条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 [略]

2・3 [略]

4 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

5 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

6 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

- 8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。
- 10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。
- 11 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 12 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 13 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 14 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 15 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。
- 16 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 17 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 18 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。
- 19 [略]

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項

に規定す

- 8 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。
- 10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。
- 11 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 12 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 13 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 14 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 15 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。
- 16 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 17 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 18 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。
- 19 [略]

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項に規定す

る3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

- 2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円

る3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分

の軽自動車税に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車

に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 [略]

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第22条 [略]

2 [略]

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名_____）

(2)～(5) [略]

4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等（以下この項において「仮換地等」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に 対応する従前の土地であ

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 [略]

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第22条 [略]

2 [略]

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次_____に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称_____）

(2)～(5) [略]

4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に 対応する従前の土地であ

	る特定被災共用土地に」とする。
<p>2 (寄附金税額控除)</p> <p>第35条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（主たる事務所又は事業所を市内に有する法人又は団体に対するものに限る。）を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金_____を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第35条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則</p> <p>（寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p> <p>第7条の4 第35条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第35条の7第2項に規定する特例控除額</p>	<p>る特定被災共用土地に」とする。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第35条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（主たる事務所又は事業所を市内に有する法人又は団体に対するものに限る。）を支出した場合には、同項_____に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第35条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則</p> <p>（寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p> <p>第7条の4 第35条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第35条の7第2項に規定する特例控除額</p>

年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 [略]

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第35条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 [略]

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には 　、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第35条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（一関市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 一関市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年一関市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条表3の項の改正部分中

「

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第78条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第78条の4（第3号に係

を
「

る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第78条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第78条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

に、
「

(軽自動車税_____の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する_____車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年

度以後の年度分の軽自動車税_____に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

- 2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日の間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
------	--------	--------

度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

- 2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日の間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
---------	--------	--------

	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車^が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5～7 [略]

第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車^が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
第2号ア(ウ) a	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
第2号ア(ウ) b	5,000円	3,800円

5～7 [略]

を「

」

（軽自動車税_____の税率の特例）

第16条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条 法附則第30条

に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車^が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算し

_____の軽自動車税
 _____に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の

て14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以

第16条の2 削除

上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第80条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第84条及び第85条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第20条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

に改める。

」

(一関市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 一関市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年一関市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条表3の項の改正部分中

「

(法人の市民税の申告納付)

第49条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書_____を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～9 [略]

(法人の市民税の申告納付)

第49条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～9 [略]

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の

を
「

(法人の市民税の申告納付)

第49条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書

_____を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～9 [略]

機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

」

(法人の市民税の申告納付)

第49条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～9 [略]

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載

事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提

出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

に改める。

附則第2条第4項中「第49条第10項から第12項まで」を「第49条第10項から第17項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中表2の項の改正部分及び次条第2項から第4項までの規定は、同年6月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の一関市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第35条の7並びに附則第7条の4及び附則第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第35条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第35条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限り。)
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限り。)
	送付	送付又は一関市市税条例等の一部を改正する条例(平成31年一関市条例第12号)附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の一関市市税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する改正部分の規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第44号 参考資料

一関市市税条例等の改正概要

要旨				
		【個人市民税】	住宅借入金等特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間の延長など	
		【固定資産税】	地方税法等の改正に伴う規定の整備	
		【軽自動車税】	重課税率及び軽課税率の見直しなど	
一関市市税条例の一部改正（第1条関係）				
項	税目	条 項	改正理由・内容	施行期日
1	固定資産税	第66条の2（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	地方税法施行令の改正に伴う規定の整備	平成31年4月1日
	市民税	附則第7条の3の2（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）	住宅借入金等特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間の延長及び住宅借入金等特別税額控除に係る申告要件の廃止	
	固定資産税	附則第10条の2（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）	地方税法の改正に伴う規定の整備	
	軽自動車税	附則第16条（軽自動車税の税率の特例）	重課税率について平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の軽課税率に関する規定を削除するもの	
	軽自動車税	附則第16条の2（軽自動車税の賦課徴収の特例）	附則第16条の改正に伴う規定の整備	
	固定資産税	附則第22条（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）	地方税法の改正に伴う規定の整備	

2	市民税	第35条の7（寄附金税額控除）	地方税法の改正に伴う規定の整備	平成31年6月1日
		附則第7条の4（寄附金税額控除における特例控除額の特例）	地方税法の改正に伴う規定の整備	
		附則第9条（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）	寄附金税額控除に係る申告特例控除の対象を特例控除対象寄附金とするもの ※特例控除対象の指定 次の基準に適合する地方団体をふるさと納税（特例控除）の対象として、総務大臣が指定する。 ① 寄附金の募集を適正に実施する地方団体 ② 返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体 ・返礼品の返礼割合を3割以下とすること ・返礼品を地場産品とすること	
		附則第9条の2（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）	特例控除対象寄附金を支出し、申告特例通知書が送付された場合は、申告特例控除の適用があるものとするもの	
一関市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年一関市条例第11号）の一部改正（第2条関係）				
項	税目	条 項	改正理由・内容	施行期日
	軽自動車税	第1条表3の項附則第15条の6の改正規定	地方税法の改正に伴う文言整理	平成31年4月1日
		第1条表3の項附則第16条の改正規定	第1条表1の項で附則第16条を改正することに伴い、平成31年10月1日施行の附則第16条改正規定を改正するもの	
		第1条表3の項附則第16条の2の改正規定	平成31年度までの軽自動車税の賦課徴収の特例の規定を削除するもの	
一関市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年一関市条例第12号）の一部改正（第3条関係）				
項	税目	条 項	改正理由・内容	施行期日

市民税	第1条表6の項第49条の改正規定	資本金1億円超の内国法人等の電子情報処理組織による申告について、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の提出方法等の規定の追加	平成31年4月1日
	附則第2条（市民税に関する経過措置）	第1条表6の項第49条の規定の追加に伴う規定の整備	

議案第45号

一関市市税条例の一部を改正する条例の制定について

一関市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月18日提出

一関市長 勝 部 修

一関市市税条例の一部を改正する条例

一関市市税条例（平成17年一関市条例第46号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>附 則</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） <u>第15条の2</u> [略]</p>	<p>附 則</p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</u></p> <p><u>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第77条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p> <p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） <u>第15条の2の2</u> [略] <u>2 岩手県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項</u></p>

若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 岩手県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第78条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の6 [略]

[略]

2 [略]

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の6 [略]

[略]

2 [略]

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条 _____ に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定 _____ を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第78条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項

第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">5,000円</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">3,800円</td> </tr> </table> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p><u>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車</u>が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p><u>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第80条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第84条及び第85条の規定を除く。)を適用する。</u></p> <p><u>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p>		5,000円	3,800円
	5,000円	3,800円		
<p>2 (市民税の申告) 第37条の2 [略] 2～5 [略]</p>	<p>(市民税の申告) 第37条の2 [略] 2～5 [略]</p>			

6～8 [略]

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の _____ 給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) [略]

2～5 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第37条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者 _____

_____ (以下この条において

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

7～9 [略]

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) [略]

2～5 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において

「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の

公的年金等の支払者 (以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) [略]

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 [略]

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者 (以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) [略]

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 [略]

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

<p>5 [略]</p> <p>(市民税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第37条の4 市民税の納税義務者が第37条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>5 [略]</p> <p>(市民税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第37条の4 市民税の納税義務者が第37条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第8項若しくは第9項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>3 (個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫_____ (これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 [略]</p>	<p>3 (個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者 (これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 [略]</p>
<p>4 附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>4 附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

[略]

2～4 [略]

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 [略]

[略]

2～4 [略]

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 表1の項の改正部分及び附則第4条の規定 令和元年10月1日
- (2) 表2の項の改正部分及び次条の規定 令和2年1月1日
- (3) 表3の項の改正部分及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (4) 表4の項の改正部分及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の一関市市税条例(次項及び第3項において「2年新条例」という。)第37条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第37条の3の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき一関市市税条例第37条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第37条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第37条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する2年新条例第37条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の一関市市税条例第27条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の一関市市税条例(以下「元年10月新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の一関市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第45号 参考資料

一関市市税条例の改正概要

要旨		【個人市民税】 個人の市民税の非課税措置の対象に単身児童扶養者を追加	【軽自動車税】 消費税率引上げに伴う環境性能割の臨時的軽減並びに種別割の重課税率及び軽課税率の規定の整備	
一関市市税条例の一部改正				
項	税目	条 項	改正理由・内容	施行期日
1	軽自動車税	附則第15条の2（軽自動車税の環境性能割の非課税）	令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した一定の環境性能基準を満たす軽自動車について、臨時的に環境性能割を非課税とするもの	令和元年10月1日
		附則第15条の2の2（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）	環境性能割の税率に関する判断及び納付すべき額に不足が生じた場合の賦課徴収の特例等について規定	
		附則第15条の6（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）	令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用の軽自動車について、臨時的に環境性能割の税率を1%とするもの	
		附則第16条（軽自動車税の種別割の税率の特例）	種別割に係る重課の規定を整備し、令和2年度分及び令和3年度分の軽課の規定を新設	
		附則第16条の2（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）	種別割の軽課に関する判断及び納付すべき額に不足が生じた場合の賦課徴収の特例等について規定	
2	市民税	第37条の2（市民税の申告）	申告書記載事項の規定の整備	令和2年1月1日
		第37条の3の2（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に単身児童扶養者（事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けているひとり親）に関する事項を追加するもの	給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に単身児童扶養者（事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けているひとり親）に関する事項を追加するもの	
		第37条の3の3（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項に単身児童扶養者に関する事項を追加するもの	公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項に単身児童扶養者に関する事項を追加するもの	
		第37条の4（市民税に係る不申告に関する過料）	第37条の2の改正に伴う規定の整備	
3	市民税	第27条（個人の市民税の非課税の範囲）	非課税措置の対象に単身児童扶養者を追加するもの	令和3年1月1日

4	軽自動車税	附則第16条（軽自動車税の種別割の税率の特例）	令和4年度分及び令和5年度分の軽自動車税の種別割の軽課の対象について、電気自動車等に限定するもの	令和3年4月1日
		附則第16条の2（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）	附則第16条の改正に伴う規定の整備	

議案第46号

一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月18日提出

一関市長 勝 部 修

一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

一関市国民健康保険税条例（平成20年一関市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3・4 [略]</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課</p>

税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) [略]

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

別表第1（第3条、第4条、第5条関係）

医療分の税率等

項目			税率等	
第3条	所得割	税率	6.56%	
第4条	均等割	被保険者1人当たり	19,000円	
第5条	平等割	1世帯当たり	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	18,200円
		特定世帯		9,100円
		特定継続世帯	13,650円	

税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) [略]

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）1人につき28万円_____を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

別表第1（第3条、第4条、第5条関係）

医療分の税率等

項目			税率等	
第3条	所得割	税率	6.54%	
第4条	均等割	被保険者1人当たり	19,000円	
第5条	平等割	1世帯当たり	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	18,200円
		特定世帯		9,100円
		特定継続世帯	13,650円	

備考 [略]

別表第4 (第21条関係)

医療分の軽減額

		項目	軽減額	
7割 軽減	第21条第 1号ア	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	13,300円	
	第21条第 1号イ	世帯の所得割が330,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	12,740円
			特定世帯	6,370円
			特定継続世帯	9,555円
5割 軽減	第21条第 2号ア	世帯の所得額が330,000円+被保険者数×275,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	9,500円	
	第21条第 2号イ	世帯の所得割が330,000円+被保険者数×275,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	9,100円
			特定世帯	4,550円
			特定継続世帯	6,825円
2割 軽減	第21条第 3号ア	世帯の所得額が330,000円+被保険者数×500,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	3,800円	
	第21条第 3号イ	世帯の所得割が330,000円+被保険者数×500,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	3,640円
			特定世帯	1,820円

備考 [略]

別表第4 (第21条関係)

医療分の軽減額

		項目	軽減額	
7割 軽減	第21条第 1号ア	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	13,300円	
	第21条第 1号イ	世帯の所得割が330,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	12,740円
			特定世帯	6,370円
			特定継続世帯	9,555円
5割 軽減	第21条第 2号ア	世帯の所得額が330,000円+被保険者数×280,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	9,500円	
	第21条第 2号イ	世帯の所得割が330,000円+被保険者数×280,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	9,100円
			特定世帯	4,550円
			特定継続世帯	6,825円
2割 軽減	第21条第 3号ア	世帯の所得額が330,000円+被保険者数×510,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	3,800円	
	第21条第 3号イ	世帯の所得割が330,000円+被保険者数×510,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	3,640円
			特定世帯	1,820円

		軽減額	特定継続世帯	2,730円
--	--	-----	--------	--------

別表第5（第21条関係）

後期高齢者支援金分の軽減額

		項目	軽減額	
7割 軽減	第21条第 1号ウ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	5,460円	
	第21条第 1号エ	世帯の所得割が330,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	5,180円
			特定世帯	2,590円
			特定継続世帯	3,885円
5割 軽減	第21条第 2号ウ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数×275,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	3,900円	
	第21条第 2号エ	世帯の所得割が330,000円＋被保険者数×275,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	3,700円
			特定世帯	1,850円
			特定継続世帯	2,775円
2割 軽減	第21条第 3号ウ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数×500,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	1,560円	
	第21条第 3号エ	世帯の所得割が330,000円＋被保険者数×500,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯 特定世帯 740円	

		軽減額	特定継続世帯	2,730円
--	--	-----	--------	--------

別表第5（第21条関係）

後期高齢者支援金分の軽減額

		項目	軽減額	
7割 軽減	第21条第 1号ウ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	5,460円	
	第21条第 1号エ	世帯の所得割が330,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	5,180円
			特定世帯	2,590円
			特定継続世帯	3,885円
5割 軽減	第21条第 2号ウ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数×280,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	3,900円	
	第21条第 2号エ	世帯の所得割が330,000円＋被保険者数×280,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	3,700円
			特定世帯	1,850円
			特定継続世帯	2,775円
2割 軽減	第21条第 3号ウ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数×510,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	1,560円	
	第21条第 3号エ	世帯の所得割が330,000円＋被保険者数×510,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯 特定世帯 740円	

		軽減額	特定継続世帯	1,110円
--	--	-----	--------	--------

別表第6（第21条関係）

介護納付金分の軽減額

項目			軽減額
7割軽減	第21条第1号オ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	5,810円
	第21条第1号カ	世帯の所得割が330,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	3,780円
5割軽減	第21条第2号オ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数× <u>275,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	4,150円
	第21条第2号カ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数× <u>275,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	2,700円
2割軽減	第21条第3号オ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数× <u>500,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	1,660円
	第21条第3号カ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数× <u>500,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	1,080円

		軽減額	特定継続世帯	1,110円
--	--	-----	--------	--------

別表第6（第21条関係）

介護納付金分の軽減額

項目			軽減額
7割軽減	第21条第1号オ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	5,810円
	第21条第1号カ	世帯の所得割が330,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	3,780円
5割軽減	第21条第2号オ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数× <u>280,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	4,150円
	第21条第2号カ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数× <u>280,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	2,700円
2割軽減	第21条第3号オ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数× <u>510,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	1,660円
	第21条第3号カ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数× <u>510,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	1,080円

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の一関市国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第47号

一関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

一関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月18日提出

一関市長 勝 部 修

一関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

一関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年一関市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、 都道府県知事_____が _____が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(専有区画の面積及び1の支援の単位を構成する児童の数に関する経過措置)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、 都道府県知事又は<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(専有区画の面積及び1の支援の単位を構成する児童の数に関する経過措置)</p>

第2条 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第9条第2項及び第10条第4項の規定は、適用しないことができる。

(職員の経過措置)

第3条 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

第2条 この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間、第9条第2項及び第10条第4項の規定は、適用しないことができる。

(職員の経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第48号

一関市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

一関市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月18日提出

一関市長 勝 部 修

一関市火災予防条例の一部を改正する条例

一関市火災予防条例（平成18年一関市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u> _____に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本産業規格</u> <u>(産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。)</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>(設置の免除)</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で<u>作動時間が60秒以内</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置</p>	<p>(設置の免除)</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で<u>種別が1種</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置</p>

したとき。

(2)～(5) [略]

(6) [略]

したとき。

(2)～(5) [略]

(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(7) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。